

過去にあった質問と回答(平成27年4月1日現在)

長野県道路公社

Q 1 三才山トンネル有料道路の無料化の予定は？

また、建設当初の無料化予定はいつか？現在の予定と違いがあればその理由も教えてください。

(回答)

(1)通行料金徴収期限 平成33年6月9日(平成33年6月10日無料開放)

(2)当初計画 平成18年10月30日

三才山トンネル有料道路は、長野県の東信地域と中信地域を結ぶ道路として昭和51年10月から供用開始となりました。その後、当該道路が物流の重要路線となったことから、「三才山トンネル有料道路建設事業」の一環として国道19号への最短ルートとなる松本トンネル有料道路を建設しました。

この道路建設は、県議会の承認を経て国の事業認可を受けたものであり、建設費用は、国及び地方公共団体金融機構等からの借入金並びに長野県出資金によって賄われ、返済は全て「通行料金収入を以て充てる」有料道路方式がとられました。

三才山トンネル有料道路建設事業の返済に関しては、国及び金融機構等からの借入金並びに長野県出資金の合わせて62億円余(平成26年度末)が未返済であるため、料金徴収は平成33年6月まで行うこととなっています。

Q 2 三才山・新和田トンネル有料道路は自転車で通行できますか？

(回答)

自転車での「通行は可能」であり、通行料金は「軽車両等：50円」です。

ただし、当該道路は大型車等の交通量が非常に多く、特にトンネル内は歩行者・自転車通行可能な歩道等はありません。また、照明はあるものの排気ガスにより見通しが悪く、通行にあたっては細心の注意が必要です。

このため、自転車通行可否について問合せがあった場合、「極力通行を避けていただく」ようご案内しています。

このような状況ですので、三才山・新和田トンネル有料道路の自転車通行につきましてはご再考いただきますようご案内します。

Q 3 三才山・新和田トンネル有料道路は歩行者は通行できますか？

(回答)

「歩行者通行は可能」であり、通行料金は不要です。

ただし、当該道路は大型車等の交通量が非常に多く、特にトンネル内は歩行者・自

転車通行可能な歩道等はありません。また、照明はあるものの排気ガスにより見通しが悪く、通行にあたっては細心の注意が必要です。

このため、歩行者通行可否について問合せがあった場合、「極力通行を避けていただく」ようご案内しています。

このような状況ですので、三才山・新和田トンネル有料道路の歩行者通行につきましてはご再考いただきますようご案内します。

Q 4 五輪大橋を自転車で通行する場合も料金は必要でしょうか？

料金所で支払う場合、自動車にはねられる心配がありますか？

(回答)

五輪大橋有料道路を自転車で通行する場合は、通行車両区分が「軽車両等」に該当し、通行料金：20円が必要となります。

通行料金は、管理事務所前の歩道脇に「料金箱」が設置してありますのでそちらへお入れください。(領収書は発行されません。)

なお、領収書が必要な場合は料金所(自動機)でのお支払いとなりますが、その場合は自転車を歩道脇に止め、通行車両に十分注意してお支払いください。

Q 5 通行料金の障害者割引はありますか？

(回答)

当公社が管理している有料道路全路線において、「通常料金の50%を割引く障害者割引制度を適用」しています。

有料道路を「障害者割引料金」により通行する場合は、予めお住まいの地域を所管する福祉事務所において、障害者手帳の備考欄に「有料道路割引」「割引の対象となる自動車の登録ナンバー」「有効期限・記載を行った福祉事務所の印」を記載・押印いただき、通行時に料金所で「上記記載部分をご提示いただく」ことにより割引料金が適用となります。

なお、松本トンネル・志賀中野の各有料道路では機械による通行料金収受を行っておりますので、通行の際は、「料金をお支払いいただく前」に料金機の「係員呼出ボタンを押し」、「障害者割引の旨」「手帳のご提示」をいただき、係員の指示により料金をお支払い・ご通行いただくこととなります。この手続きのため若干お時間を要するかと存じますのでご了承ください。

Q 6 有料道路回数券を銀行振込にて購入したいので方法を教えてください。

(回答)

1 当公社ホームページの「郵送による回数券の販売を行っています」の「回数券注文表」に所要事項記入のうえ、FAX又はメール・郵送にて当公社宛お送りいただくとともに、代金を道路公社指定口座へお振り込みをお願いします。

2 当公社で注文表並びに代金入金を確認したところでご希望の回数券を郵送にてお送りします。

Q 7 有料道路周辺のコンビニで回数券を販売していますが、道路公社ホームページに「委託販売」の情報が掲載されていないのはなぜでしょうか？

(回答)

有料道路周辺の「回数券を販売しているお店(コンビニ)」は、各店舗が「顧客サービスの一環」として「独自に回数券を購入・販売」しているものと推察され、この取扱いに関して当公社は一切関与しておらず、「委託販売・委託販売先ではありません」のでご理解をお願いします。

なお、回数券は、道路公社本社又は料金所で直接ご購入いただくか、郵送でのお取り扱いとなりますので重ねてご理解をお願いします。

Q 8 以前、仕事で白馬方面へ行くことが多かったため、白馬長野有料道路回数券を購入し、使用していました。

しかし、得意先が変更となり回数券が30枚ほど残っています。

この券を仕事でよく利用する五輪大橋有料道路の回数券と交換することは可能でしょうか？

(回答)

お手元の白馬長野有料道路回数券の残券は、「営業路線の廃止」に該当しますので「払戻し」手続きをしていただくこととなります。

この手続きには「払戻依頼書」へ所要事項ご記入のうえ、回数券残券を添えて当公社までお送りください。(「払戻依頼書」をお送りしますのでご連絡をお願いします。)

当公社で確認後、ご指定口座へ「振込」により払戻しさせていただきます。

その際、払戻金額から振込手数料を差し引かせていただきますのでご了承をお願いします。

また、白馬長野有料道路回数券「残券」と五輪大橋有料道路回数券の「交換」につきましては、大変恐縮ですが「交換不可」であり、新たに五輪大橋回数券をご購入いただくこととなりますので重ねてご了承をお願いします。

Q 9 有料道路を大型トラックで通行し料金を現金で支払いました。その際貰った領収書を紛失してしまいましたが発行は可能でしょうか？

(回答)

当公社で発行する領収書は、料金所において「通行料金と引換えに発行」しているものであり、再発行はできませんので何卒ご理解ご了承をお願いします。

Q10 消費税率引き上げによる通行料金改定について教えてください。

(回答)

(1) 料金改定の理由

平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられるため、引き上げ分を料金に適正に転嫁するためです。

(2) 料金改定の考え方

料金改定は、原則として現行料金に108/105を乗じて円単位を四捨五入し10円単位としています。

この際、道路公社平均料金の改定率が108/105(2.857%)以内となるよう調整しています。

(3) 公社平均の改定率

公社平均料金の改定率は2.84%です。

(現平均料金389.98円→改定後平均料金401.06円)

(4) 料金改定となる路線

公社が管理する6路線7区間の全路線。ただし、社会実験路線は今までどおり100円です。

(5) 各路線の改定料金

お知らせ欄の「(新)有料道路料金表」をご覧ください。

(6) 回数通行券の価格

通行料金改定に伴い、回数通行券価格も改定となります。

(7) 現行回数通行券の扱い

料金改定後も引き続き使用できます。

(8) 料金改定の時期

平成26年4月1日です。

(9) 料金改定の手続き

公社は、料金改定について県議会の議決を経たうえで道路管理者(長野県)の同意を得て、国土交通大臣(各地方整備局長)へ通行料金改定の事業変更許可申請を行い、許可を受けて料金改定が実施されます。

(10) 料金改定の正式決定(許可)時期

平成26年3月20日付けで許可を受けました。

(11) 他県道路公社の状況

全国の道路公社は、一部を除き当公社同様4月1日に料金改定を行います。